

(令和2年3月3日学長決定)

令和2年度重点プロジェクト事業経費の配分方針
～中期目標・中期計画に基づく重点プロジェクト事業経費～

学長は、「令和2年度予算編成方針」に基づく重点プロジェクト事業経費の配分方針を次のとおり決定する。

I. 基本方針

本学の経営戦略（本学の重点支援の枠組みにおける第3期中期目標期間中のビジョンを実現するための事業）に基づく経費として配分するものとし、特に、次年度以降の概算要求により機能強化経費の獲得に繋がるものや、機能強化経費の本学負担分、あわせて、基幹運営費交付金の学長裁量経費へ積極的な財源措置を行う。

II. 事業の分類及び基準

1. 大学が行う戦略的教育プロジェクト経費

教育に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものを支援する。

2. 大学が行う戦略的研究プロジェクト経費

研究に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものや将来的に競争的資金の獲得に繋がるものを支援する。

次の①から③までの事業についての研究成果は、「学術論文（紀要を含む）」として公表すること。

①TASS (Top Athlete Support System) プロジェクト研究経費

学生の競技力の向上を図るため、実践活動に直接寄与する研究を実施し、得られた研究成果をフィードバックさせることにより競技力向上を図り、トップアスリートの育成並びに強化に資することを目的とした事業を支援する。

併せて、スポーツパフォーマンス研究及び国内外との共同研究を推進するものを重点的に支援する。

②PALS (Promotion of Active Life Style) プロジェクト研究経費

「運動と健康」について、具体的研究を推進するものであり、県や市等の地域社会（特に鹿屋市民を対象とした事業を優先）との連携・協力の下に運動による健康の保持増進に関する研究を推進（確立）し、国民医療費（特に高齢者医療費）の抑制等に寄与することを目指す事業を支援する。

③CASE (Community Activation through Sporting Events) プロジェクト研究経費

各種スポーツイベント等における地域活性化に関する研究のうち、大学が適切と判断した事業を支援する。

3. 大学が行う戦略的社会貢献プロジェクト経費

社会貢献に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものを支援する。

原則、センター又は学内プロジェクトを対象。

4. 大学が行う産学官連携活動支援経費

産学官連携に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものや将来的に競争的資金の獲得に繋がるものを支援する。

5. 大学が行うその他の戦略的プロジェクト支援経費

その他の中期目標・中期計画達成を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものを支援する。

- ①オリンピック・パラリンピック推進経費（東京 2020 応援プログラムについては、令和2年3月31日までにアクション申請を完了し、令和2年9月30日までにアクションの実施が可能なものに限る。）
- ②UNIVAS 関連事業及び Blue Winds 事業
- ③その他プロジェクト

6. 東京 2020 大会等ボランティア支援経費

政府として閣議決定した我が国で開催する大規模スポーツ大会に関するボランティア等に参加する学生を支援する。（例：東京 2020 大会、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西）

7. グローバル化推進支援経費

グローバル化に関する中期目標・中期計画を達成するために必要な具体の事業を行うもので、達成目標が明確なものを支援する。

8. 体育教育の充実促進支援経費

競技力の優秀な学生、課外活動団体及びその指導教員を支援する。
（別途、競技力向上委員会において選定する）

9. 国際競技特別強化支援経費

国際競技大会特別強化指定選手を支援する。
（別途、競技力向上委員会において選定する）

10. 修学支援経費

「鹿屋体育大学授業料等特別免除等制度」の事業を支援する。

11. 機能強化経費学内負担支援経費

概算要求事項に係る機能強化経費事業の学内負担を支援する。

12. 学内環境改善支援経費

中期目標・中期計画達成のために必要となる学内環境改善に必要な整備、修理、維持経費、共同利用設備の更新を支援する。

なお、全学的に有効活用するため、「設備マスタープラン」、「施設マスタープラン」に基づく事業のほか、「学内共同利用設備」として設置されているものを支援する。

Ⅲ. 評価

採択された事業等においては、中期目標・中期計画（年度計画）及び要求時に示された目標に照らし合わせ、事後評価（採択の際に、あらかじめ評価対象外と指定された事業を除く）を行う。また、その評価を次年度以降に反映させる。

Ⅳ. 育児休業等による事業の中断

重点プロジェクト事業期間中であっても、育児休業等（産前産後の休暇、育児休業）を取得するために事業を中断することができる。この場合、育児休業等の終了後に、再度事

業の再申請を受けて事業を再開することができる。

V. 期間

プロジェクトは、原則、単年度とする。ただし、本学の中期目標・中期計画達成のため、学内共同教育研究施設及び保健管理センター又は大学を中心とするプロジェクトでかつ、複数年にわたる必要性があると認められる場合は複数年（最長３年）での申請ができる。

なお、複数年プロジェクトの申請については、あらかじめ全期間の計画を作成した上で申請する。

また、複数年のプロジェクトが採択された場合については、毎年度進捗状況を報告することとし、進捗状況等によりプロジェクトの支援を中止又は縮小することがある。